

文
飯田 卓

無形文化遺産の継承における 「オーセンティックな変更・変容」

文化遺産は一般に、形や内実を変えずに伝わると考えられている。少なくとも、時間経過にともなう劣化には抗う必要があると考えられている。しかし、変化をあえて不可避なものとし、さまざまな意味で変化を制御しながら文化遺産を伝承していく方法こそ、現在求められているのではなかろうか。

こうした問題意識は、機関研究「マテリアリティの人間学」(2009～2015年度)の一環として、サブプロジェクト「文化遺産の人類学—グローバル・システムにおけるコミュニティとマテリアリティ」(2013～2015年度、代表者：飯田卓)を立ちあげて以来、少しずつ明確になってきた。本誌の研究プロジェクト欄などに掲載された一連の拙稿でも(飯田 2012; 2013; 2014; 2015)、この問題は断片的に論じてきたが、本稿と同じ題名のシンポジウムを開催したこの機会に、少しまとめて述べてみたい。

シンポジウムは、2016年3月11日(金)から13日(日)までの3日間、国立民族学博物館(民博)で開催



インドネシア・東ジャワの舞踊劇レオグのコンテスト (2015年、ジャカルタ、吉田ゆか子撮影)。



した。正式なシンポジウム名は英語で、“Authentic Change in the Transmission of Intangible Cultural Heritage”と題する。本稿では、題名に掲げた「オーセンティック (authentic)」にこめたニュアンスを紹介しつつ、シンポジウムそのものの概要にも触れながら、上記の問いが人類学や民族学にとってどのような意味をもつかを述べていきたい。

「お墨つき文化財」の憂鬱

本シンポジウムでとりあげた無形文化遺産は、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が選定したものだけを指すのではないし、日本国政府（文化庁）が指定した重要無形文化財だけを指すでもない。しかし、ひとまずは、そうしたいわば「お墨つき文化財」に着目しながら話を進めよう。というのも、文化遺産全般がはらむ問題は、まずもって「お墨つき文化財」の矛盾として生じているからである。

日本の文化財にしる、ユネスコ世界遺産のモデルであるヨーロッパの文化遺産にしる、制度化された時期は19世紀終わりから20世紀初めにかけての短期間だ。当時の列強は、動力船の輸送力を背景として各大陸に植民地を築き、国民意識（ナショナリズム）を高めていた。このため、当時の文化遺産や文化財は、多かれ少なかれ、歴史を語るうえで重要だったり創意に富んでいた。このことは現在、世界遺産条約（1972年採択、1975年発効）が候補案件に「顕著な普遍的価値」を求めることに名残をとどめている。文化遺産はまずもって、人智や技巧の粋をきわめた建築や歴史的遺構などの有形遺産だったのだ。

日本の文化財制度は、明治時代、美術品の国外流出に対する危機感から整備されたため、動産物件も対象に含めた。この点は、建築や遺構などの不動産物件を重視する欧米の制度と異なる。また、1950年に文化財保

2016.3.11|Fri|3.13|Sun 国立民族学博物館 2階 第4セミナー室
Fourth Conference Room, Main Exhibition Building, National Museum of Ethnology
要事前申込 / 言語: 英語 (日本語同時通訳あり) / 参加無料 / 定員60名 [先着順]
Language: English with Japanese interpretation. Subscription required
申し込み先: heritage@idc.minpaku.ac.jp (申し込みメールの本文には、氏名・所属・参加希望日を明記してください)
e-mail to heritage@idc.minpaku.ac.jp with your name, affiliation, and the expected date(s) of your attendance

シンポジウム告知案内。

護法が制定・施行されると、舞台芸術や工芸技術などの無形文化財も文化財と認められ、1954年の改正では祭礼行事などの無形民俗文化財（当時は「無形の民俗資料」と呼ばれた）が仲間入りし、欧米との差異が際立つようになった。これは、1920年代頃から盛んになった民俗学や民俗芸能の研究成果をいち早くとり入れたためで、2000年代によりやく無形文化遺産を制度化したユネスコを半世紀もリードしていたことになる。ただし、こうした文化財が相変わらず「タカラモノ」とみなさ

れ、誰が見ても価値あるものとして扱われる点で、日本では今なお20世紀初頭の価値観がひき継がれているともいえる。

これに対して、21世紀に登場したあらたな文化遺産概念は、それ以前と大きく異なる。あらたな考えかたでは、「誰が見てもすごい」という客観的価値を、すべての文化遺産が備えているわけではない。「遺産の担い手にとってかけがえがない」という主観的な唯一性を満たしていればじゅうぶん文化的価値をもち、互いの文化遺産を尊重していけば、人類文化の多様性を維持できると考える。このラディカルな考えかたは、ユネスコの無形文化遺産条約（2003年採択、2006年発効）にみられるが（ただし条文では「担い手」を「コミュニティとグループ、場合によっては個人」と表現、日本国外務省はこれを「社会、集団及び場合によっては個人」と訳出）、日本の文化財保護法には明記されていない。今回のシンポジウムで無形文化遺産に注目したのは、ユネスコの理念がラディカルなためだ。

ラディカルな考えかたほど、実行に移すのはむずかしい。文化遺産の価値を単一の尺度で測らないならば、条約が定める無形文化遺産の目録をどのように作成すればよいのか。ユネスコがとった解決策は、各国政府が提案した記載案件はすべて無形文化遺産にふさわしいとみなし、書類の書きかただけを審査するというも

のだった。ところがその結果、事務局の許容量を超える数の提案が殺到し、提案数が制限されるようになった（岩崎 2012; 宮田 2012）。

無形文化遺産条約が抱えるもうひとつの問題は、無形文化遺産をどれだけ積極的に保護する必要があるのか明確でないことだ。保護措置が必要な物件は、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（危機リスト）」に記載されるが、このことは日本でほとんど話題にのぼらない。日本国政府は、国内の文化遺産を手厚く保護しているという建前を通しており、緊急に保護すべき文化遺産は国内にっさいないという立場に立つ。このため、日本国政府が申請しつづけているのは、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表リスト）」に記載すべき無形文化遺産のみである。しかし、ほんとうに、代表リスト記載の物件には積極的保護が必要ないのだろうか。

なるほど、緊急に保護が必要なわけではないだろう。また、無形文化遺産は年々歳々いや時々刻々と変化するものだから、途絶しそうにみえて復興することもある。しかし、近年のグローバル化が文化的多様性を徐々に脅かすのではないかという懸念は、同じユネスコが「文化的多様性に関する世界宣言」（2001年採択）の前文で示しており、無形文化遺産条約はそのひとつの対応だったはずだ。日本国内をみまわすと、過疎化にともなう後継者不足のため、多くの行事や慣習が途絶してしまった。

グローバル化に関わる長期変化について対策を立てることは、ユネスコ事務局や締約国の使命であるはずだ。しかし各国政府は、格付け効果のある代表リストに自国の物件をひとつでも多く記載することに夢中で、ユネスコ事務局は案件処理で手が回らない。長期変化の問題が棚あげになっていることは、残念というほかない。

無形文化遺産の同一性

無形文化遺産は時々刻々と変化するとして述べたが、これは「お墨付き文化財」にかぎらず、無形文化遺産一般がひとしく有する性質である。

有形の文化遺産が物質的な同一性を長期間維持し、物理的修復のくり返しによって後世に伝わるのに対し、無形文化遺産は、実践の反復によって後世に伝わる

（飯田 2014）。舞台芸術であれば、舞台での実演という実践のほか、1回1回の実演を完璧にするための稽古が無数にくり返される。口頭伝承でも、年長者が年少者に語り聞かせる実践が欠かせない。儀礼にまつわる秘儀的な知識の継承には、語り聞かせや儀礼そのものの反復が必要だし、工芸や生業にまつわる知識や技術も、その工芸や生業を実践しつづけることで後世に伝わっていく。いずれの事例でも、年長者が中心となる実践に年少者が参加し、身ぶりや情報を身体化することが継承の契機となっている。

上のようになれば、有形と考えられている文化遺産も、無形文化遺産の要素を有することが明らかだろう。たとえば文化的景観は、有形の世界遺産カテゴリーのひとつだが、物理的要素の修復だけでなく、現在その場所でおこなわれている人間活動の継続も必要とする。また、美術品のように純粋な有形遺産の場合も、補修をほどこす前後で遺産の同一性が保たれているかどうかは、人間の判断力という無形の要因から判断せざるをえない。だからこそ日本の文化庁は、有形文化財の保存技術をユネスコ無形文化遺産として積極的にリスト記載してきたし、1994年の世界文化遺産奈良会議では「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」の採択に尽力し、オーセンティックな保存のありかたを判断するうえで文化的な文脈を考慮すべきだと提唱してきた。

逆に、無形文化遺産もまた、有形の遺産に共通した要素をもつ。たとえば、上演に用いる仮面や小道具は、演目の内容から演じ手の所作にいたるまで、さまざまなレベルで上演に影響をおよぼす。また、無形の遺産を伝えるための好ましい実践とそうでない実践を区別するうえでは、物理的に継承された記録や作品を参照することが少なくない（飯田 2014）。

話を戻すと、無形文化遺産が時々刻々と変化するのは、実践の反復がつねにゆらぎをはらむためだ。毎年同じ日におこなわれる民俗芸能でも、天候がちがえば内容に影響するかもしれないし、長い時間でみれば舞い手や囃し手もいつか交代する。天災や人災によって実践が中断すれば、細かな点についての記憶が失われるかもしれないし、継承の機会が少ない社殿建造の場合などでは、そのリスクが見た目以上に高い。

極端な言いかたをすれば、定期的な年中行事でも、毎年ちがったことをしているといえるのだ。それにもかかわらず、同じ行事を毎年やっているという言いかたが同時に可能なのは、行事の重要な部分を変えまいとする担い手の意識がはたらき、すくなくとも見た目には一定の同一性が保たれるからだ。しかし、厳密に同一であるはずはないし、どの部分の同一性を重視するかは、祭りの担い手でないと決められない。このことは、文化的文脈をふまえなければ遺産のオーセンティシティを定義できないと奈良ドキュメントが述べることや、ユネスコ無形文化遺産の選定において担い手（コミュニティ）自身の価値観が重視されることと対応している（飯田 2015）。

だとすれば、少し見かたを変えて、次のようには言えまいか。文化遺産の担い手は、オーセンティックな変化を加えたり容認したりしながら、文化遺産をうけ継いでいるのだと。この表現は言葉遊びのようなもので、「オーセンティックな変化」を厳密に定義することはできない。そもそもオーセンティシティとは、一貫性や一系性を主張するうえでの拠りどころであり、変化について議論するための概念ではない。しかし、時代的な制約のなかであたらしいものを模索しつつ、同一性や正統性をも損なわないよう文化遺産に関わる担い手は、「オーセンティックな変化」をほどこすと表現してもそれほどの外れでないように思える。今回のシンポジウムでも、タイトルの意図を誤解して、文化遺産を変化させずにオーセンティシティを維持する方法を問いかけた参加者がいた。しかし、そうしたある意味で非現実的な問題意識は、シンポジウムのテーマでないと最終的に合意できたようだ。結果的には、語義矛盾のようなこの表現をシンポジウムのタイトルにしてよかったと思っている。



シンポジウムでの議論。左はオレゴン大学のクレブス教授、一人おいて右は須藤健一館長（2016年、飯田卓撮影）。

シンポジウムの概要

シンポジウムは、須藤健一館長の挨拶と筆者の趣旨説明に続き、7つのセッションで構成された。第1セッション「日本の無形文化財」は、すでに半世紀以上の歴史をもつ日本の無形文化財について、議論の基盤を共有するのが目的だった。無形文化財の芸能分野（岡田万里子、桜美林大学）と工芸分野（濱田琢司、南山大学）、無形民俗文化財の芸能分野（俵木悟、成城大学）と工芸分野（小谷竜介、東北歴史民俗博物館）についての発表の後、大西秀之（同志社女子大学）からコメントがあった。芸能分野では、演目の継承に還元しきれない「わざ」への着目が重要だと強調され、工芸分野では、人間離れした技巧ではなく一定品質の製品を大量かつ自在に作り出す技能も重要だと議論された。また、美術と工芸の重なりあいも確認され、文化遺産概念の複雑さという論点も提起された。

第2セッション「現代日本の「伝統」」では、東日本大震災後に積極的な復興措置がとられた民俗芸能（橋本裕之、追手門学院大学）と、機械生産化のなかで制度化していった伝統的工芸品産業（外山徹、明治大学）に関する発表に続いて、川田牧人（成城大学）からコメントがあった。無形文化遺産の継承においては、過去のを伝えるだけでなく、時代状況に合わせた創造が求められることがある。正本（オリジナル）と異本（ヴァリエント）が区別できないことも多く、過去のを残すためにこそ必要な変更や創造があることも指摘された。

第3セッション「生きられる文化と操作される文化」は、当初ナショナリズムと結びついていた「タカラモノ」としての文化遺産と、主観的に価値づけられるあたらしいタイプの文化遺産の往還がテーマだった。政府主導で急速に制度化されている中国の非物質文化遺産（劉正愛、中国社会科学院）と、商業主義から

距離を置いたところで生まれた日本の「生活工芸」運動とその盛衰（鞍田崇、明治大学）についての発表の後、松井健（東京大学名誉教授）からコメントがあった。オーセンティシティならぬオーソリティの問題をいかに考えるかという、総合討論で重要になる論点が提起された。

第4セッション「継承者の多様化」と第5セッション「遺産の体系的性格」は、文化遺産をめぐる状況が複雑化するなかで、草の根レベルの動きに焦点をあてることが目的だった。第4セッションでは、インドの民間芸能の文化遺産化に大きく貢献したカリスマ的な踊り手について（岩谷彩子、京都大学）と、仏領ポリネシアにおけるプロのタトゥー彫り師とアマチュア的な彫り師について（桑原牧子、金城学院大学）の発表の後、岩崎まさみ（北海学園大学）からコメントがあった。第5セッションでは、アメリカ合衆国における徒弟奨励制度（ミシェル・ステファノ、メリーランド州芸術会議）とマダガスカルにおける木彫りの商品化（飯田卓、民博）の発表の後、海野るみ（お茶の水女子大学）からコメントがあった。いずれの例でもさまざまなグループが活躍しており、無形文化遺産条約がいう「コミュニティ」との関わりをより明確化していくことで、多文化主義の考えかたを文化遺産継承の分野に応用しうる可能性が指摘された。

第6セッション「よそ者の参画」と第7セッション「無形遺産の知的所有権」というテーマは同じく、文化遺産をめぐる状況が複雑化するなかで喫緊に対処すべき課題として選んだ。カンボジアにおける芸能の復興（サムアン・サム、民博外国人研究員）とインドネシアにおける織り技術の復興（クリスティナ・クレプス、オレゴン大学）についての発表の後、福岡正太（民博）からコメントがあった。第7セッションでは、発表者の1人が残念ながら個人的な事情で参加できなくなったが、野林厚志（民博）が、台湾で2007年に制定された伝統知恵創作保護条例とそれに対する先住民の対応について発表し、窪田幸子（神戸大学）からコメントがあった。よそ者の参画は介入というより責任の共有であること、知的所有権の問題は先住民問題としても議論が進んでいることなどが指摘された。最後に、稲賀繁美（国際日本文化研究センター）がすべてのセッ



シンポジウムの一風景。落語におけるオーセンティックな変更についての議論（2016年、岡田祐子撮影）。

ションを包括するかたちでコメントし、総合討論の口火を切った。

文化遺産の変化と担い手コミュニティ

その総合討論について、すべてを要約する紙幅はないが、ここでは、目下のところ重要と思える論点を、2つだけ紹介しておきたい。そのひとつは、シンポジウムのタイトルにとり入れられている「変更・変容（change）」についてである。

すでに指摘したように、過去のものを残すためには、文化遺産の細部を変更したり創造をつけ加えたりする必要が生じることがある。また、稲賀が総合討論の冒頭で指摘したように、複製に魂をこめるというかたちで伝統を維持する場合もある。いずれにせよ、不断に変化する時代状況において、文化遺産が凍結されたままでは、肝心な部分を時代に合わせつつ保持できない。この「肝心な部分」は、国民国家に指示されて決まるわけではなく、市場原理によって決まるのでもない。すくなくとも直接的には、継承にたずさわる担い手の判断によっているのであり、この判断を信頼することが結局のところは文化多様性の維持につながるのだという議論があった。

逆にいうと、無形文化遺産条約の条文にある「コミュニティ」や「グループ」といったとらえどころのない集団の内実も、変化を制御する権限から明らかにできそうだ。だとすると、研究者や行政実務者がおこなうべきことは、文化遺産が変化しないような措置をとることではない。変化の内容を記録したうえで、誰が担い手かを見きわめ、彼ら自身の視点を理解するよう努めることこそ、もっとも重要な「保護措置」となろう。

ある参加者は、この立場を「相対主義的アプローチ」と呼んだ。21世紀に登場したあたらしい文化遺産概念は、担い手にとっての価値をもっとも重視しており、

人類全体にとっての価値には重きを置かないという点で、すでに相対主義的だった。この立場は、文化の優劣を決めることに慎重を期するいっぽう、異なる文化間の積極的な相互交流を肯定する点で、多文化主義にも通じている。こうしたいわば「草の根から立ちあがる文化遺産」を尊重する立場をさらに一歩進め、文化遺産にまつわる変化を集権的ないし市場的に制御しないという方針を明確にすれば、権力からの独立を志向する、より厳密な意味での相対主義となる。

文化遺産の分野で新鮮にみえるこの立場は、既存の価値観の転倒をめざすものではない。人類文化の多様性を維持するという広く共有された目標を達成するうえで、もっとも見通しのよい戦略が、相対主義的アプローチだといえる。このアプローチの可能性の模索は、相対主義の長短について微細な検討をおこなってきた文化人類学にとって重要な課題であり、さまざまな文化事象を理論的に分析するうえで有用なはずだ。また、権力から独立した現代文化を構想する研究は意外に少ない。相対主義的アプローチの追究は、文化についてのあらたな研究課題を浮かびあがらせる可能性もある。

最後にもうひとつだけ述べたいのは、変化を制御する担い手の力量をどこまで信頼できるかという問題についてである。ひと言で担い手といっても、さまざまな人たちが含まれることは、シンポジウムの発表でもつねに話題となった。そうした人たちのあいだで、変化を制御していくよう意思統一するのはむずかしい。関係者間で話しあいを進めているあいだによそ者が遺産を切り売りして、話しあいをよけいにむずかしくしてしまうかもしれない。観光開発業者が送りこんだ社員が「担い手」になりすまし、担い手の意見を誘導していくという事態も、スパイ小説じみではいるが容易に想像できる。

この問題に一般的な処方箋を示すのはむずかしい。文化の内側の動きと外側の動きを同時に見据えて動態を記述することは、文化人類学全体に与えられた課題かもしれない。しかし、対処療法でなく予防法を示すことはできそうだ。それを考えるのに示唆的だったのは、「生活工芸」運動に関する鞍田の発表である。

もともと少数の人たちが始めたこの運動は、支持者を増やしてマスメディアを巻きこむことにも成功した

が、制度化したため衰退し、現在は再び原点を見直す小さな動きが始まっているところだという。意思決定の権限が担い手から離れ、国家や資本に委ねられるような事態は、支持者が広がる時点ですでに始まっているのだ。このことからわかるように、文化現象を後代に伝えようとする意思は、しばしば、同時代の人びととそれを共有（シェア）しようとする意思に転じる。そして、それを愛好したりともに担ったりするコミュニティの形成を促す。文化遺産継承とコミュニティ形成は、いわば、同じ運動の異なるあらわれなのだ。そして、共有への意思が国家や資本などのオーソリティと結びつくようになると、担い手による制御が効かなくなり、文化遺産とコミュニティとの結びつきは断たれていく。

こうした事態は、どのような文化遺産にも起こりうる。自分たちが担う文化遺産がどのような状態にあるのか、担い手自身がたえず意識し、不穏な動きが生じたときにはただちに、研究者や行政実務者に支援を求められるよう準備しておく必要がある。そして、研究者や行政実務者の側も、そうした支援要望に対して対応できるような体制を作っておく必要がある。その意味でも、理論・実践の両面において文化人類学者が文化遺産問題に対してなしうる貢献は、決して小さくない。

【参考文献】

- 飯田 卓 2012「経験を受け継ぐということ——マダガスカル漁村から」『民博通信』136: 2-7。
- 2013「文化遺産を受け継ぐコミュニティのあたらしいかたち」『民博通信』141: 10-11。
- 2014「『文化遺産の人類学』とはなにか」『民博通信』145: 8-9。
- 2015「和食は誰のものか?——公開フォーラムが投げかけた問い」『民博通信』149: 10-11。
- 岩崎まさみ 2012「無形文化遺産保護条約の概要とその意義」『年報新人文』9: 53-77。
- 宮田繁幸 2012「岐路に立つ無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研究報告』6: 1-19。

いいだたく

国立民族学博物館先端人類科学研究部准教授。専門は生態人類学、文化遺産の人類学。おもな著書に『身をもって知る技法』（臨川書店 2014年）や『海を生きる技術と知識の民族誌』（世界思想社 2008年）、『マダガスカルを知るための62章』（共編著 明石書店 2013年）、『マダガスカル地域文化の動態』（編著 国立民族学博物館 2011年）などがある。